初診時選定療養費の改正について

I 現 状

日常的な疾病の治療や日頃のケアは、まず診療所(かかりつけ医)が担い、より専門的な検査や入院治療は病院が担当するという、医療機関の機能分化の推進を図る観点から、200床以上の病院を紹介状なく受診(初診)する場合には、健康保険の自己負担金とは別に、初診時選定療養費の負担を求めることが健康保険法により認められている。

加賀市医療センターでは、紹介状の無い初診の方には初診時選定療養費として1,080 円を負担していただいている。

Ⅱ 改正案

- 1. 現行1,080円を1,620円(消費税込)へ増額する。
- 2. 6歳未満の小児からも費用徴収を行う。

(いずれも平成 30 年 4 月 1 日改正、 ただし、来春に制度改正があればそれに従う)

Ⅲ 改正理由

- 1. 医療機関の機能分化を進め、かかりつけ医制度の促進を図る。
- 2. 診療所からの紹介により医療センターを受診する場合と、直接、医療センターを受診する場合の医療費負担の逆転現象を解消する。

3割負担の例

	·				
内 容	積算	患者負担			
診療所からの紹介	初診料+紹介状	1,600円			
→	(診療所で支払)	+			
医療センターを受診		病院での診療料			
古·拉	初診時選定療養費				
直接	(医療センターで支払)	+			
医療センターを受診		病院での診療料			

<参考1>医療圏における他の公的病院の状況

医療圏	医療機関名	金額	6 歳未満の乳幼児
南加賀	小松市民病院	1,620円	徴収
南加賀	石川病院	1,620円	徴収
南加賀	加賀市医療センター	1,080円	免除

<参考2>初診時選定療養費についての制度改正

平成28年4月からは、一般病床500床以上の地域医療支援病院等については5,000円以上の 定額負担が義務付けられた。今後、定額負担の対象範囲の拡大が、社会保障審議会医療保険部会で検 討されている。